

内共第17号第5種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第17号第5種共同漁業権（以下「内共第17号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第17号の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格はそれぞれウ欄に掲げるとおりとする。

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁業の方法	(ウ) 資格
あ ゆ 漁 業	竿 釣 投 網 (刺網については その都度組合で 公示する)	
こ い 漁 業 ふ な 漁 業 お い か わ 漁 業 う ぐ い 漁 業 う な ぎ 漁 業 わ か さ ぎ 漁 業 か じ か 漁 業 に じ ま す 漁 業 い わ な 漁 業 や ま め (さくら ますを含む) 漁 業	た も 網 竿 釣 投 網 筒 手 網 四 ツ 網 待 立 網 簧 延 縄	組合員であること

2 前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合においてその相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該漁業を営むべき者を定めるときは、その者）が組合員となつたときは、その者は前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸し付け又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業はそれぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ営んではならない。ただし、理事は水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認められた場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域を制限することができる。

なお、かご釣漁法は禁止する。

ア漁業の名称	イ漁業の方法	ウ統数および規模	エ区域	オ期間
あゆ漁業	竿投 釣網 (刺網漁法はその都度組合で公示する)	200本 200統	別紙のとおり	7月1日より12月31日までの内、組合が公示する期間とする。 禁止期間については9月10日より10月31日までの内、組合で公示した日から10日間とする。
こい漁業	竿投	500本		1月1日より
ふな漁業	待	400統 網の目2cm以上		12月31日まで
おいかわ漁業	筒	100統 網の目10cm以上		
うぐい漁業	延	1000ヶ		
うなぎ漁業	簧	200統 簧の目4cm以上		
わかさぎ漁業	四ツ手網	100統 網の目4cm以上		
かじか漁業	たも網 (刺網漁法はその都度組合で公示する)	100統 網の目3cm以上 径 1cm以上		
にじます漁業				3月1日より 8月31日まで
いwana漁業				3月1日より
やまめ(さくらます含む)漁業				9月30日まで (さくらますは、1月20日より9月30日まで)

## エ 区 域

- 北上川本流 (登米市中田町上沼小名沼103番の1,104番の1の渠、北上川右岸標柱より石巻市住吉巻石前、旧北上川右岸標柱迄の区域)
- 二 股 川 (登米市 東和町米川字東上沢292番の1、二股川右岸標柱より北上川合流する区域)
- 鱒 淵 川 (登米市東和町米川字馬の足、力畑堰右岸標柱より二股川と合流する区域)
- 大 関 川 (登米市東和町米谷字福平、大関川に架せられたる相川橋上流橋脚標柱より北上川と合流する区域)
- 羽 沢 川 (登米市登米町大字日根牛字北沢山、砂防1号堰堤右岸標柱より北上川に合流する区域)
- 北上川・(新北上川) (北上川と分流する地域より石巻市北上町字立神126番地の北上川左岸標柱までの区域)
- 追 川 (登米市米山町字山吉田迫川に設置せられたる山吉田堰右岸標柱より旧北上川と合流する区域)
- 旧 迫 川 (登米市米山町字宍山、山吉田揚水機場排水口右岸標柱より旧北上川と合流する区域及び古川を含む)
- 皿 貝 川 (石巻市皿貝字西田、皿貝川に架せられたる皿貝橋上流橋脚標柱より北上川と合流する区域)
- 真 野 川 (石巻市真野字横土手、真野川に架せられたる大橋上流橋脚標柱より旧北上川と合流する区域)
- 高 木 川 (石巻市高木字仲田、高木川に架せられたる仲才橋上流橋脚標柱より真野川と合流する区域)
- 日 向 川 (石巻市真野字箱下、日向川と日影川合流点に架せられたる道場橋下流橋脚標柱より真野川と合流する区域)
- 大 沢 川 (石巻市北上町女川字大峰(追分)大沢川右岸標柱より北上川と合流する区域)

下記の区域は通年禁漁区とする。

1. 二 股 川 ( 登米市東和町米谷字根廻地先、地藏樋管より上流200m及び登米市東和町米谷字吉田地先、吉田橋下流橋脚標柱より上流200mの区域)
2. 新 迫 川 ( 登米市豊里町字二ツ屋地先、西前橋下流橋脚標柱より下流200mの区域)
3. 旧北上川 ( 脇谷洗堰の上流100mと下流200m並びに碧波洗堰の上流100mと下流200mの区域)
4. 北 上 川 ( 北上大堰の上流200mと下流200mの区域)

下記の区域の漁具漁法を制限する。

1. 二 股 川 登米市東和町米谷字細野地先、通称館根岩標柱より下流北上川との合流

する区域については、釣漁場以外の漁法を禁止する。ただし、上記の禁漁区は除く。

2. 迫川 遠田郡蒲谷町大谷地地先、大谷地揚水機揚取水口より40m上流の地点より上流40mの区域は毎年11月1日より翌年3月31日までは、釣漁法以外の漁法を禁止する。

上記の禁漁区及び漁法制限区域については、組合において標柱又は標札をもって公示する。

- 2 前項ただし書きの制限をしようとする場合は理事は当該漁業にかかる、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならぬ。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は、第2条の規定する漁業ごとに当該漁業を行う者、その者にかか  
る行政区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動植物はそれぞれ右欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚種の名称	魚種の大きさ
うなぎ	全長20cm以下
こい	全長15cm以下
ふな	全長10cm以下
にじます	全長20cm以下
やまめ	全長15cm以下
いわな	全長15cm以下

(漁業管理費の負担)

第7条 内共第17号の内容となつている漁業を営む組合員は、内共第17号の維持管理に要する経費にあつてゐるため、行使料を組合に納付しなければならない。

- 2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は總會で定め、これを公示しなければならない。  
(違反者に対する措置)

第8条 内共第17号の内容となつている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づき行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事は当該者に対して、当該漁業を停止させることが出来る。

- 2 内共第17号の内容となつている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は当該者に対して過怠金を課することが出来る。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に關し必要な事項は、規約で定める。

(漁業管理費の負担)

第10条 内共第17号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第17号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならぬ。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定める。

(違反者に対する措置)

第11条 内共第17号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事は当該者に対して、当該漁業を停止させることが出来る。

2 内共第17号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は当該者に対して過怠金を課することが出来る。

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に關し必要な事項は、規約で定める。

内共第17号第5種共同漁業権  
行使協定書

平成25年5月31日宮城県告示第488号により公示された、内共第17号第5種共同漁業権行使に関し北上川漁業協同組合及び北上追波漁業協同組合は次のとおり協定した。

1 漁場の区域

北上川漁業協同組合の区域

河川名	漁場の区域
旧北上川	石巻市桃生町神取旧北上川に架せられたる神取橋より上流、登米市中田町上沼字小名倉山林103番、104番の1の境、北上川右岸標柱までの区域。 ただし、神取橋から下流は本流の中心より左岸桃生町と旧桃生郡河内町との境界点までの区域。
北上川	旧桃生郡河北町合戦谷地先、北上川の桃生町と旧桃生郡河北町の境界点より上流、登米市津山町柳津地先に於いて旧北上川と合流する区域。
二股川	登米市東和町米川字東上沢地先292番の1、右岸標柱より同市同町米谷字根廻地先に於いて北上川と合流する区域。
鱒沢川	同市同町鱒沢馬の足地先、力畑堰堤右岸標柱より同市同町飯土井地先に於いて二股川と合流する区域。
大関川	同市同町平倉、福平地先、大関川に架せられたる相川橋より同市同町米谷字大関地先に於いて北上川と合流する区域。
羽沢川	同市登米町日根牛北沢山第1号堰堤右岸標柱より同市日根牛地先に於いて北上川と合流する区域。
旧迫川	同市米山町吉田、穴山地先山吉田機関場右岸標柱より遠田郡涌谷町簗岳大谷地地先に於いて旧北上川と合流する区域。
新迫川	登米市米山町山吉田地先新迫川に設置されたる山吉田堰右岸標柱より同市豊里町二ツ屋地先に於いて旧北上川と合流する区域。 ただし、昆布沼（荒蕪沼）から二江堀、旧古川は桃生町と旧河北町の境界点までの区域。

3 増殖の方法

両組合は各々その年度の計画案に基づき、魚族の増繁殖を図るものとする。

4 行使用料について

両組合は、各々の行使用規則に基づき、その行使用料を負担せしめるものとする。  
行使用料の額、徴収方法、徴収時期は、各々の組合総会若しくは総代会において定めるものとする。

但し、本協定書につき、見直しによって再協議し、一部変更することがある場合は、その理由を付して再提出するものとする。

上記のとおり協定したので両組合は各々一通を所持する。

平成25年7月24日

宮城県登米市東和町米谷字大嶺127  
北上川漁業協同組合  
代表理事組合長 後藤忠孝



宮城県石巻市相野谷字旧屋敷181の8  
北上追波漁業協同組合  
代表理事組合長 勝又二郎

